

掛川市規則第37号

掛川市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年12月24日

掛川市長

(別紙)

掛川市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成18年掛川市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。